

○川田龍平君 みんなの党の川田龍平です。

昨日に引き続き、生活保護法の衆議院修正部分について質問いたします。それぞれの質問について、お二方の提出者それぞれからお答えいただきたく、よろしく願いいたします。

政府の説明によれば、生活保護法改正案も現行法も二十四条の運用に関しては全く変わらないとしています。では、なぜ全く同じであるのに二十四条の修正が必要だと考え、修正したのでしょうか。高鳥議員、山井議員にお聞きいたします。

○衆議院議員（高鳥修一君） お答えいたします。

生活保護の申請は、現在、申請意思が明確に示されれば申請行為として認められるものであり、必要な書類の提出時期も、できる限り早期に提出していただくことが望ましいが保護決定までの間でよいとされております。二十四条の修正は、その取扱いが二十四条の改正の前後で変わるものではないことを衆議院の意思として条文上も明確化したものでございます。

○衆議院議員（山井和則君） 当然、同様でございますが、あえて言うならば、二十四条の修正案は、その取扱いが二十四条の改正の前後で変わるのではないかと懸念や指摘がありましたので、念のためにそうではないことを衆議院の意思として条文上も明確化したものでございます。

○川田龍平君 運用が変わらないことを明確化するための修正をわざわざしなければならなかった理由というのはどこにあるのでしょうか。現行の運用自体に問題があると認識していたからでしょうか。

○衆議院議員（山井和則君） お答えをいたします。

今も申し上げましたように、運用は変わらないんですが、やはり法律が変わる以上、運用が変わるのではないかと、いわゆる水際作戦などが非常に合法化されるのではないかと懸念や御指摘がございましたので、この点に疑念が生じかねない懸念する声があったため、今回の修正案は、これまでの取扱いが変わるものでない旨を念のため明確にするためのものでございます。

○川田龍平君 高鳥議員にもお願いします。

○衆議院議員（高鳥修一君） お答えいたします。

今、山井議員がお答えになったことと同趣旨でございますが、政府案については御懸念の声もございましたので、今回の修正は、これまでの取扱いが変わるものではないということを明確化するために修正に至ったということでございます。

○川田龍平君 この保護申請の意思が明確に表示されていれば申請を受け付けるというのが政府の一貫した説明ですが、意思が明確にされているかどうかをどう判断するかについて、政府と修正者との間に見解の相違は一切ないと言い切れるのかどうかを、それぞれお答えください。

○衆議院議員（山井和則君） 政府と提出者の中でそごがないかということでございますが、そごはないと考えております。

○衆議院議員（高鳥修一君） 山井議員と同趣旨でございます。そごはございません。

○川田龍平君 昨日の質疑においては、この特別の事情の中身について具体的に説明いただけませんでした。修正の協議において特別の事情について具体的にどのような想定をしたのかをお教えてください。何らかの理由で申請の意思が明確に伝わっていない状態にあって、その何らかの理由が特別の事情だと判断された場合、口頭でも申請の意思が示されたとの解釈で正しいのかも併せてお教えてください。

○衆議院議員（山井和則君） 少し長くなりますが、昨日の高鳥議員の御答弁も改めて繰り返しながら、丁寧に答弁をさせていただきます。

申請については、申請者が申請意思を明確に示していれば、保護の実施機関は申請書の内容が十分でなかったとしても申請を受理しなければならないわけでございます。また、申請は書面で行うことが原則となっておりますが、今までどおり、口頭による保護の申請も申請意思が明確である場合には認められております。申請書の添付書類については、保護の要否判定に必要なものであるため、その提出時期はできる限り早期に提出していただ

くことが望ましいわけでありますが、保護決定までの間でよいとされております。また、本人から提出していただくこととなっているが、可能な範囲で対応いただければよいという取扱いになっております。

修正案の趣旨は、これらの取扱いが今回の法改正により一切変わるものではないということを条文上も明確にしております。保護の申請を行うということは申請の意思を有していると考えられるため、申請を行っていないながらその意思が示されない場合は想定されませんが、いずれにしても、保護が必要な人には確実に保護を実施していく必要があると考えております。申請の意思が示されない場合でたとえあったとしても、要保護者が急迫した状況にあるときは保護の実施機関は職権で保護を開始しなければならないというふうに考えております。

○衆議院議員（高鳥修一君） 提出者の間で意見は一致しております、山井議員の説明と同意でございます。

○川田龍平君 この修正の過程で自民党と民主党それぞれからどのような意見が出て衆議院の意思としての現在の修正に至ったのか、時系列順に丁寧に詳しく御説明をください。

○衆議院議員（山井和則君） 先ほども答弁しましたように、今回条文そのものが変わっておりますから、それによって運用が変わるのではないかという誤解を福祉事務所の現場の方々あるいは一般の方々も、当然、条文が変わっているわけですから、そういう誤解や懸念というものがあつたわけでありまして。

民主党としては、今回の法改正が今までの運用を変えるものではない旨を条文上、念のため明確化し、申請のハードルが高くなるのではないかという懸念を払拭するため、条文の修正を自民党やほかの政党にも持ちかけさせていただきました。その結果、自民党を含めた各党の理解を得て現在の修正に至りました。

以上でございます。

○衆議院議員（高鳥修一君） 政府案につきましては、法整備上の観点から現在の運用を法律において明確に規定したものであり、生活保護の申請は書面を提出して行うことが基本とされている一方で、事情がある方については現在の運用でも口頭による申請が認められており、政府においては今後もこうした運用を変えるものではない旨の厚生労働大臣の見解が示されたところでございます。

今、山井議員から御説明がありましたけれども、民主党から御提案をいただきました条文の修正は現行の取扱いを明確にするとの趣旨のものであることから、自民党としても受入れに合意をし、修正協議に応じられた各党の御賛同をいただいた上で現在の修正に至ったものでございます。

○川田龍平君 現状の保護申請における水際作戦と言われる状況について、修正の現場で議論したのかしていないのか、したのならばどのような議論をしたのかについてお教えてください。

○衆議院議員（山井和則君） 政府案の第二十四条第一項、第二項について、今後も運用を変えるものではない旨の厚生労働大臣の見解も示されておりますけれども、いわゆる水際作戦の合法化に今回の法改正がつながるのではないかという懸念がありましたもので、それを踏まえて議論を行い、これまでの取扱いが一切変わるものではない旨を明確にする必要があると考え、修正をいたしました。

なお、御指摘の水際作戦については、申請の意思が明確にされたにもかかわらず申請書が交付されないということはあってはならないことであり、論外であり、申請権の侵害に当たると考えております。そのこと自体が正されるべきであると考えております。厚生労働省も同様の認識であると承知しております。

○衆議院議員（高鳥修一君） 繰り返しになりますが、提案者の中で意見は一致しておりますので、山井議員の御説明と全く同じでございます。

○川田龍平君 山井議員の答弁には正直申し上げてがっかりしました。三年間の民主党政権というのは一体何だったのでしょうか。民自公の談合で、政権交代で国民に約束したことをしないままで一体何を反省したのでしょうか。山井議員には、政務官として厚労省の中にもいて、理想を追い求めるのは無理だったと悟ったのでしょうか。

○衆議院議員（山井和則君） 御存じのように、生活保護法の改正というのは人の命にかかわりかねない非常に重大な問題であると思っております。ですから、川田委員御指摘のように、万が一でも、今回の改正が原因で、どこかの自治体が、今回厳しく改正されてハードル高くなったから、あなた今まではオーケーかもしれないけれどもこれからは駄目よとかということがあっては一切ならない、これは本当に取り返しの付かないことであって、この改正によって例えば餓死をする人が出るとか孤立死をするということがあっては絶対ならないというふうに

思います。

その意味では、今もやり取りをして、運用変わらないんだったらそもそも修正必要じゃないんじゃないのというお気持ちは分からないではありませんが、やはりこれ全国の自治体、全国の職員さん、様々な方がおられるわけですから、その中の一人でも、今回法改正されてハードルが高くなったと誤解をされて、そのことによって、あってはならない水際作戦というものが行われて犠牲者が出ては絶対ならないという、藤田さん、今日の朝の参考人の藤田さんの本でもありますように、「ひとりも殺させない」という本を書いております。

そういう意味から、私たちは、今回この修正が必要だというふうに考えました。

○川田龍平君　これで衆議院修正者への質問は終わります。どうもありがとうございました。